附則第三条の二の十八の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設）

第三条の二の十九　政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2　政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

附則第四条の三の二を次のように改める。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度及び平成三十一年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第二項	昼間人口（従業地、通学地による人口が	特例昼間人口（
	により前年度末までに	により
	国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
	当該人口をいう。以下この項及び次項	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口
	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
	同項の人口	特例人口

附則第四条の四第二項中「第四十一条第一項第十一号ロ」を「第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第三項第一号中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条から附則第四条の六までにおいて「旧細目告示」という。）」に改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第三号ロ」を「第四十一条第一項第三号」に改め、同条第十項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条第十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十五項中「第四十一条第一項第三号ロ」を「第四十一条第一項第三号」に改め、同条第十六項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十七項中「第四十一条第一項第七号ロ」を「第四十一条第一項第七号」に改め、同条第十八項及び第十九項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の五第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ及び同条第六項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ及び同条第十四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十九項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ及び同条第二十二項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の⑴」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の六第三項から第十二項までの規定中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の六の二第七項中「及び衝突被害軽減制動制御装置」を「、衝突被害軽減制動制御装置」に、「第十三項及び第十四項」を「以下この条」に、「を搭載」を「又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載」に改め、同条第十項中「車両安定性制御装置」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「第十五条第二項第一号及び第九